

2024春

# 大阪労働者弁護団 働く人のための学習会



大阪労働者弁護団は1975年に設立された労働者の立場に立つ法律家集団です。

大阪市北区西天満 4-10-19-603 電話06-6364-8620 lala-osaka1975@nifty.com

<http://www.lalaosaka.com/>

## 第1回 6月5日(水) 労働法総論

講師：村角 明彦 弁護士

直面する労働問題に対処する上で、具体的な解決策を学ぶことの重要性は誰しもが認識しています。しかし、労働問題を根本から理解するためには、労働法の基本原理についての理解が不可欠です。本講座では、労働法の基本的な原理を、実務上よく問題になるケースに即して、総括的に解説します。具体的には、労働者を保護する法律や理論にはどのようなものがあるのか、労働者の自由、平等、人格権の保障とはどのような概念で、労働者や労働組合はどのように使って使用者に対抗していくか、労働紛争の解決にはどのような手段があるのか、など一緒に学んでいきましょう。

**村角弁護士自己紹介**：2014年弁護士登録。理系研究職、社会保険労務士を経て弁護士になりました。最近、ハラスメントに関する仕事が増えてきています。10代の頃から音楽やアートに興味があり、専らレコード派です。

## 第2回 6月19日(水) 残業代

講師：喜多 鉄春 弁護士

2019年4月に施行された働き方改革関連法では、労働基準法や労働安全衛生法など労働規制にかかわる一連の法律が次々と改正され、特に、2023年4月1日からは中小企業の月60時間を超える残業(時間外労働)の割増率が25%以上から50%以上に引き上げられました。本講座では、残業代請求について、これらの法改正の概要も触れつつ、残業代請求の基本的知識を確認した上で、解説を行います。残業代請求の基本から直近の改正法まで、実践的な知識を身につけることができる貴重な機会です。ぜひご参加ください。

**喜多弁護士自己紹介**：2006年弁護士登録。今から振り返れば労働法の知識が十分でなかった大学生の頃のアルバイトでは違法な点(法的根拠のない残業指示など)に気づかずに働いていました。やはり法的な知識を持っておくというのは大事なことだと感じていますので、本講座において必要な知識を確認してもらえれば幸いです。

1. 講座時間 18:30～20:30

2. 会場 大阪弁護士会館 1205室  
大阪市北区西天満 1-12-5

3. 受講方法 先着35名

メールまたはQRコードで下記をご記入の上、お申し込みください。

\*お名前・団体名・メールアドレス・緊急時連絡先・

受講料振込人名義・特にお聞きになりたいこと

\*メール送信先：lala-osaka1975@nifty.com

4. 受講料：各回1300円

※賛助団体所属の方は各回1000円

お申込時に必ず所属団体名をご記入ください。

賛助団体：年会費のご負担をお願いして当弁護団を支えていただいている団体

お申し込みをくださった方に受講料振込口座をお知らせいたしますので、5月27日までに振り込んでください。

入金確認後、受講日の前日までに資料をお送りいたします。

当日必ずご持参ください。

\*いったんお支払いされた受講料は、原則として返金できません。



会場：大阪弁護士会館 1205号室

- ・京阪中之島線 「なにわ橋駅」 出口1 徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線 「淀屋橋駅」 1号出口 徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線 「北浜駅」 26号階段 徒歩約7分
- ・JR東西線「北新地駅」 徒歩約15分

